

役員の選任基準

取締役候補者、監査役候補者が選任されることで、取締役会、監査役会が、経験、専門性、知識のバランスが取れた多様性が確保されることを前提条件とする。

1. 取締役の選任基準及び指名に関する手続き

① 取締役の資格

- 人格、見識に優れ、バランスのとれた経営感覚を持ち、経営の諸問題に精通していること
- 高い遵法精神を保持していること
- 自らの資質、能力を高めることに積極的であること
- 全社的な見地で経営を客観的に分析、判断し、自身の意見を積極的に述べる事が出来ること
- 経営環境、市場の変化を迅速、的確に察知し行動に移せること
- 会社法第 331 条第 1 項に定める取締役の欠格事由に該当しないこと

② 指名に関する手続き

- 株主総会に提案する取締役候補者は取締役会において選定し、株主総会の決議を要する。
- 取締役候補者の選定については、取締役の資格及び構成に対する考え方を踏まえて実行する。

③ 取締役会の構成に対する考え方

- 取締役会は、多様性を重視し、専門知識や経験等をはじめとする様々なバックグラウンドを持つ取締役会で構成する。
- 取締役会を構成する適切な人数として、2 名以上の独立社外取締役を含む 10 名以内の人員で構成する。

2. 監査役の選任基準及び指名に関する手続き

① 監査役の資格

- 人格、見識に優れ、各専門分野における豊富な経験及び知識を有していること
- 高い倫理観を保持していること
- 自らの資質、能力を高めることに積極的であること
- 経営を客観的に分析、判断し、自身の意見を積極的に述べる事が出来ること
- 経営環境、市場の変化を迅速、的確に察知し行動に移せること
- 会社法第 335 条第 1 項に定める監査役の欠格事由に該当しないこと

② 指名に関する手続き

- 株主総会に提案する監査役候補者は取締役会において選定し、監査役会の同意を得た上で株主総会の決議を要する。
- 監査役候補者の選定については、監査役の資格及び構成に対する考え方を踏まえて実行する。

③ 監査役会の構成に対する考え方

- 監査役会は、監査役の独立性確保のため、過半数を社外監査役で構成し、少なくとも 1 名以上を東京証券取引所が定める独立役員とする。
- 社外監査役は、会計、法律、経営等の専門家から選任する。

社外役員の独立性基準

当社における社外取締役または社外監査役（以下総称して「社外役員」という）が独立性を有すると認定するために、以下の独立性要件を設定する。

1. 現在、当社および当社の連結子会社（以下総称して「当社グループ」という）の取締役（※）、監査役（※）、執行役員、または使用人でなく、また過去においても当社および当社の連結子会社の取締役（※）、監査役（※）、執行役員、または使用人でなかったこと（※社外取締役または社外監査役を除く）
2. 過去5年間に於いて、当社の株式を自己または他人の名義により議決権ベースで5%以上を保有する大株主の取締役、監査役、執行役員または使用人でなかったこと
3. 当社グループが議決権ベースで5%以上を保有する大株主の取締役、監査役、執行役員または使用人でないこと
4. 当社グループの主要な取引先の取締役、監査役、執行役員または使用人ではないこと。なお、主要な取引先とは、直近3事業年度の年間取引額の平均が、当社グループまたは相手方の連結売上高の2%以上を占める企業をいう。
5. 当社グループの主要な借入先の取締役、監査役、執行役員または使用人ではないこと。なお、主要な借入先とは、直近3事業年度における年度末の借入金残高の平均が、当社または当該借入先の連結総資産の2%以上を占める企業をいう。
6. 当社の主幹事証券の取締役、監査役、執行役員または使用人ではないこと
7. 当社グループの会計監査人である監査法人に属する者でないこと
8. 当社グループからの役員報酬以外に、多額の金銭その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等でないこと。なお、多額の金銭とは、直近3事業年度の平均で年間1千万円を超えることをいう。
9. 上記1から8で就任を制限している対象者の配偶者または2親等以内の親族ではないこと
10. その他、社外役員として職務を遂行する上で独立性に疑いのないこと

なお、上記2から9までのいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外役員の要件を満たしており、かつ当社が社外役員として相応しいと判断する場合は、判断理由を明示した上で、例外的に社外役員候補者とする場合がある。

以上